

物件明細

名 称	新千里西町近隣センター来客用駐車場
所 在 地	豊中市新千里西町三丁目 2 番 18 の一部 北大阪急行電鉄「千里中央」駅（北西約 500m）
店 舗 数	21 店舗（会館は除く。）（令和 8 年 7 月 1 日現在）
貸 付 面 積	384.93 m ²
貸 付 期 間	令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 13 年 9 月 30 日（火）
指 定 用 途	時間貸しの平面駐車場（「コインパーキング」は可とします。）
現 況	1 新千里西町近隣センター内の公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「センター」という。）が所有する来客用駐車場です。 2 千里ウエスト管理組合が、令和 8 年 9 月 30 日まで管理します。 3 別図等（位置図、用地平面図、現況写真）を参照してください。
特 記 事 項	1 現状有姿による貸付です。工作物、外灯、植栽等の設備はそのまま貸付けます。必要に応じて、撤去・改修（センターが指定する看板は除く。）を行ってください。 2 駐車場内の施設は、善良な管理者として注意をもって管理してください。 3 駐車場の運営に不要な工作物の撤去（センターが指定する看板等は除く。）及び運営に必要な設備の設置、改修等に要する期間は貸付期間に含むものとし、当該工事等に要する経費は賃借人の負担とします。 4 年間無料定期券（フリーパス券：5 枚）をセンターに提供するものとします。 5 新千里西町近隣センター内店舗が、利用客に駐車料金を割引サービスするための認証機を、新千里西町近隣センター内店舗に設置し、使用させてください。 6 新千里西町近隣センター内店舗の利用客の駐車料金は、利用開始から 60 分は賃借人の負担とします。 7 60 分を超えた駐車料金について、利用者負担の無償化を希望する店舗がある場合は、一般駐車料金の半額を当該店舗が負担し、残りの半額を賃借人が負担するものとします。 8 防犯カメラ（常時録画）を 1 基以上設置し、所轄警察署と連携を図り、万全な防犯対策を講じ施設の安全、安心な運営に努めてください。 9 駐車場法など関係法令を遵守して適切な照明装置を確保してください。 10 駐車場の様式については、原則カメラ式とし、ロック装置を設置しないものを採用してください。